

岩手県告示第 518 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第 1 項の規定による区域を次のように指定し、建築基準法の規定による区域指定（昭和26年岩手県告示第302号）は、廃止する。

平成18年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

所管の広域振興局 又は地方振興局	指定区域		指定図の縦覧場所
盛岡地方振興局	八幡平市	都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域並びに愛の山の一部、足深の一部、荒屋新町の一部、家の裏、石名坂、石名坂下タ、丑山口の一部、鶴谷地の一部、大沢田の一部、沖田表の一部、折壁の一部、欠田の一部、吠田の一部、小森の一部、小柳田の一部、清水の一部、下モ川原、田中下タ、田山、寺志田の一部、馬場下タの一部及び赤戸川原（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び八幡平市役所
	岩手郡雫石町	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び雫石町役場
	岩手郡葛巻町	江川の一部及び葛巻の一部（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び葛巻町役場
	岩手郡岩手町	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び岩手町役場
	岩手郡滝沢村	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び滝沢村役場
	紫波郡紫波町	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び紫波町役場
	紫波郡矢巾町	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	盛岡地方振興局土木部及び矢巾町役場
県南広域振興局	花巻市	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第 5 号の準防火地域が定められている区域を除く区域並びに大迫町大迫の一部及び大迫町外川目の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局花巻総合支局土木部及び花巻市役所
	北上市	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第 5 号の準防火地域が定められている区域を除く区域（指定図のとおり。）	県南広域振興局北上総合支局土木部及び北上市役所
	奥州市	法第 8 条第 1 項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第 5 号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び水沢区の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局土木部及び奥州市役所

	胆沢郡金ケ崎町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域及び西根の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局土木部及び金ケ崎町役場
	一関市のうち平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡の区域	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び花泉町の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局一関総合支局土木部及び一関市役所
	西磐井郡平泉町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	県南広域振興局一関総合支局土木部及び平泉町役場
	一関市のうち平成17年9月19日における東磐井郡の区域	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域及び大東町の一部（指定図のとおり。）	県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター及び一関市役所
	遠野市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター及び遠野市役所
大船渡地方振興局	大船渡市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の防火地域が定められている区域及び準防火地域が定められている区域を除く区域（指定図のとおり。）	大船渡地方振興局土木部及び大船渡市役所
	陸前高田市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域（指定図のとおり。）	大船渡地方振興局土木部及び陸前高田市役所
	気仙郡住田町	世田米の一部（指定図のとおり。）	大船渡地方振興局土木部及び住田町役場
釜石地方振興局	釜石市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び両石町の一部（指定図のとおり。）	釜石地方振興局土木部及び釜石市役所
	上閉伊郡大槌町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに大字大槌の一部、大字小槌の一部、大字吉里吉里の一部及び吉里吉里の一部（指定図のとおり。）	釜石地方振興局土木部及び大槌町役場
宮古地方振興局	宮古市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域及び田老の一部（指定図のとおり。）	宮古地方振興局土木部及び宮古市役所
	下閉伊郡山田町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	宮古地方振興局土木部及び山田町役場

	下閉伊郡 岩泉町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	宮古地方振興局岩泉土木事務所及び岩泉町役場
久慈地方 振興局	久慈市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域のうち、同項第5号の準防火地域が定められている区域を除く区域（指定図のとおり。）	久慈地方振興局土木部及び久慈市役所
	九戸郡野 田村	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	久慈地方振興局土木部及び野田村役場
二戸地方 振興局	二戸市	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域並びに金田一の一部及び浄法寺町の一部（指定図のとおり。）	二戸地方振興局土木部及び二戸市役所
	九戸郡軽 米町	軽米の一部及び上館の一部（指定図のとおり。）	二戸地方振興局土木部及び軽米町役場
	九戸郡九 戸村	大字伊保内の一部（指定図のとおり。）	二戸地方振興局土木部及び九戸村役場
	二戸郡一 戸町	法第8条第1項の規定による用途地域が定められている区域（指定図のとおり。）	二戸地方振興局土木部及び一戸町役場

備考 「指定図」は、省略し、指定図の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。